

# 小樽市災害医療マニュアル

作成日：平成31年2月18日

小樽市災害対策室

小樽市立病院

小樽市医師会

小樽市保健所

本マニュアルは、小樽市地域防災計画 — 第 8 節 医療救護計画の詳細を規定するものであり、災害時の小樽市における実践的な医療救護を行うためのマニュアルである。災害実働及び訓練等で検証し、随時、関係者により改訂を行う。

## 1 災害医療の基本とあり方

大規模地震等の大型災害発生時には、「一人ひとりへ最良の医療を提供すること(救急医療)」から、「できる限り多くの方へ最良の医療を提供すること(災害医療)」への切替えが重要である。災害医療を実践するためのアプローチは、次の7つの基本原則に要約される。この原則は、大規模地震等の大型災害発生時のマネジメントの基本であり、災害現場における各組織間の境界線を超える普遍的なものである。

表1 7つの基本原則〔CSCATTT (スキヤット)〕

|   |                                    |                     |
|---|------------------------------------|---------------------|
| 1 | 関係機関の縦の連携である指揮と横の連携である統制システムの確立と確認 | Command and Control |
| 2 | 安全の確認と維持                           | Safety              |
| 3 | 情報伝達手段の確保と確認                       | Communication       |
| 4 | 情報の評価 上記3項目の評価                     | Assessment          |
| 5 | 重症度による傷病者選別                        | Triage              |
| 6 | 医療処置・治療                            | Treatment           |
| 7 | 病院への搬送・域内及び広域傷病者搬送                 | Transport           |

重要なことは、上記7つの基本原則のうち、最初の4項目の確立が、まずなされ、円滑に機能させることを最優先にすることである。前段の4項目が確実に機能しないと、実際の災害医療である後段の3項目、すなわち重症度による傷病者選別、医療処置・治療、病院への搬送・域内及び広域傷病者搬送が十分に達成できないとされている。

## 2 小樽市立病院の役割

小樽市立病院は、災害拠点病院として災害時の医療・救護・支援の中心となる。また、小樽市立病院災害対策本部を立ち上げ、小樽市立病院DMA T (災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team) 及び道庁DMA T調整本部から派遣されるDMA Tで構成される小樽市立病院内DMA T活動拠点本部と共に、広域災害救急医療情報システム (Emergency Medical Information System。以下「EMIS」という。)による情報収集・発信を行う。

小樽市立病院災害対策本部は、医師会及び他医療機関の協力の下に最大限の災害医療の提供に努めるが、その限界を超える場合には、道内外のDMA Tの支援を受け、医療・救護及び域内への患者搬送にあたる。

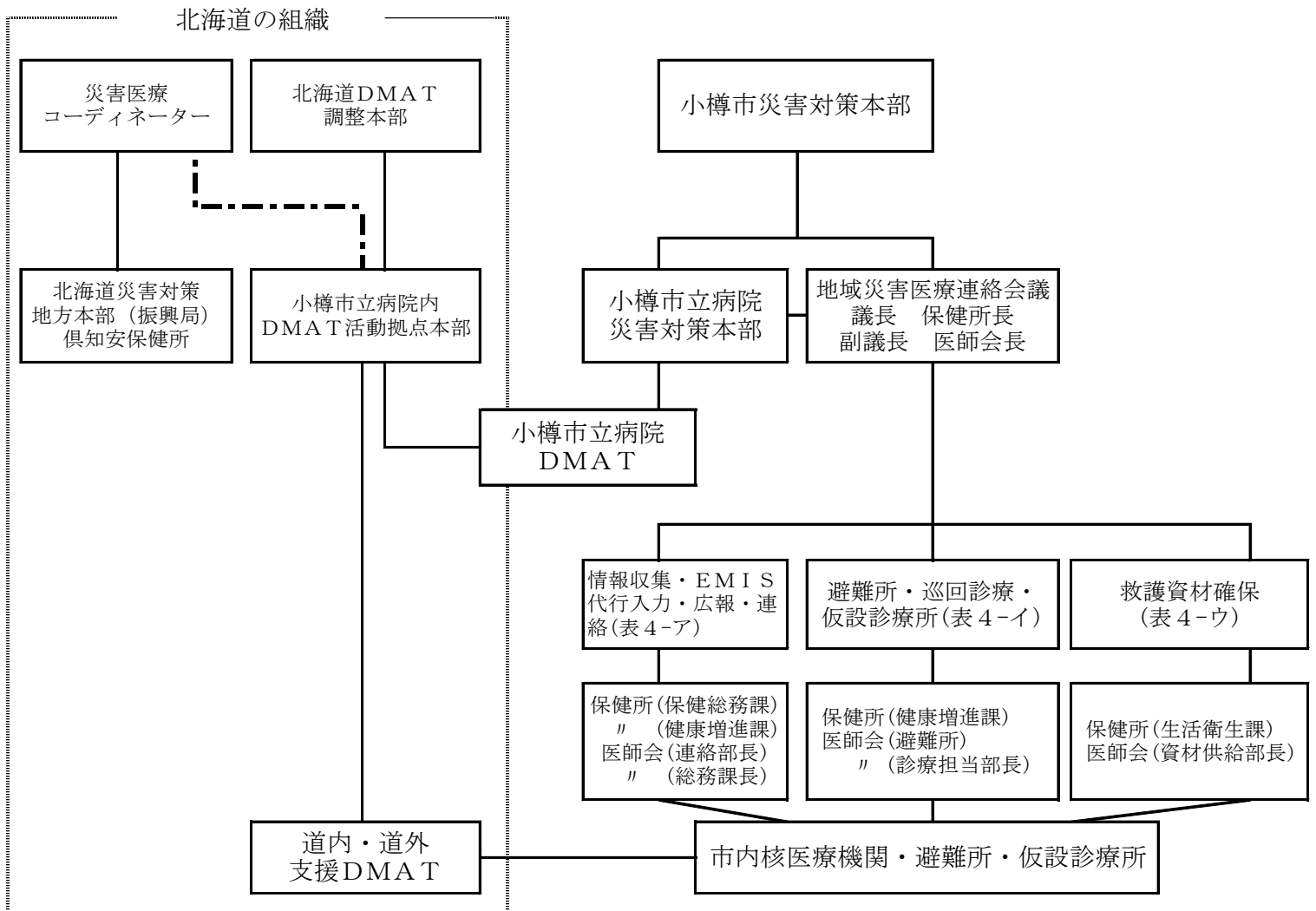
### 3 地域災害医療連絡会議の役割

災害発生時には、災害対策本部長の要請により、小樽市立病院内又は保健所に地域災害医療連絡会議（以下「地災連」という。）を設置する。地災連の議長は保健所長、副議長は医師会長とする。地災連は、小樽市立病院災害対策本部及び小樽市立病院内DMA T活動拠点本部と連携し、情報収集・救護活動及び医療救護計画の策定等を行う。また、医療機関、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、臨床衛生検査技師会、栄養士会、柔道整復師会、病院団体、医薬品関係団体及び医療機器関係団体等との情報交換、情報収集を行う。なお、表3は災害発生（超）急性期を想定とする。亜急性期以降については、地域医療復興のために組織の分散・改編等を計り、地災連が中心となり支援・医療復興を検討する。

表2 災害の大まかなフェイズの考え方

|           |      |            |       |
|-----------|------|------------|-------|
| 発生直後から3日  | 超急性期 | 発災4日から7日   | 急性期   |
| 発災8日から1か月 | 亜急性期 | 発災1か月から3か月 | 回復移行期 |

表3 (超)急性期災害時組織図 (Command and Control)



#### 4 地域災害医療連絡会議の主な活動内容

表4 地域災害医療連絡会議の主な活動内容

|   |   |
|---|---|
| ア | 小樽市立病院DMA T等によるEM I Sの入力作業に協力し、小樽市立病院以外の各医療機関等の被害状況を調査把握するために情報収集・EM I S代行入力を行う。また、医療情報の広報、関係機関との連絡調整を行う。                                       |
| イ | 小樽市等が避難所を設置する場合は、EM I S避難所情報を収集・入力し、DHE A T(災害時健康危機管理チーム)等の支援公衆衛生チームと協力して、保健衛生防疫活動を行う。避難所巡回診療を行う場合や仮設診療所が設置された場合は、被災地外からの医療救護チームを調整し、その活動を援助する。 |
| ウ | 小樽市地域防災計画により、医薬品、医療器材等の確保や手配等の必要な措置をとる。   |

(詳細については、医師会災害マニュアル及び保健所防災計画に記載)

(1) 上記の地災連の活動内容は、災害発生からのフェイズによって、その配分と担当部署が変化する。たとえば、災害発生直後は上記アの情報収集に全部門、全部署が総力をあげて関わる必要があり、その後必要に応じてイ、ウの部門が立ち上がっていくと考えられる。フェイズによって担当者も流動的になる。

(2) 災害医療コーディネーター(地域コーディネーター)は、北海道知事により委嘱され、災害等の状況に応じて適切な医療体制が構築されるよう、次に掲げる事項の調整及び助言を行う。

- 1 被災地における医療ニーズ等の把握・分析に関すること
- 2 DMA Tを除く医療救護班その他の医療救護チームの派遣調整に関すること
- 3 DMA Tとの連携した取組に関すること
- 4 その他医療救護に関すること

(3) 地区収容病院あるいは避難所への支援に限界があれば、小樽市立病院DMA T活動拠点本部・災害医療コーディネーターを通じて支援DMA Tに応援を依頼する。

(4) 地災連は必要に応じて、小樽市災害対策本部に連絡・調整に関わるリエゾン要員を派遣し情報交換にあたる。

## 5 情報の伝達 (Communication)

表5 関係機関の通信・連絡先一覧

|                     |                      |                           |
|---------------------|----------------------|---------------------------|
| 北海道対策本部             | 北海道庁 (代表)            | 011-231-4111              |
|                     | 危機対策室ダイヤルイン          | 011-204-5007              |
| 道庁DMAT調整本部          | 担当 統括DMATの携帯(衛星)電話番号 |                           |
| 小樽市災害対策本部           | 総務部防災担当主幹            | 25-9955                   |
|                     | 携帯電話                 | 090-6268-3441             |
|                     | 小樽市防災行政無線(MCA無線)     | 100、801、505               |
| 後志総合振興局<br>(倶知安保健所) | 代表                   | 0136-23-1300              |
|                     | ダイヤルイン               | 0136-23-1345              |
| 小樽市立病院災害対策本部        | 代表                   | 0134-25-1211              |
|                     | 衛星携帯電話(DMAT)         | イリジウム 8816-2343-7314      |
|                     | 衛星携帯電話(DMAT)         | Widestar II 080-2860-5213 |
|                     | 小樽市防災行政無線(MCA無線)     | 701 711                   |
| 地域災害医療連絡会議          | 医師会事務局長 携帯電話         |                           |
|                     | 保健所次長 携帯電話           |                           |
|                     | 小樽市防災行政無線(MCA無線)     | 703(保健所)                  |

## 6 安全の確認 (Safety)

- (1) 地災連の設置場所：地災連は市内インフラ・災害状況に応じて、小樽市立病院又は保健所に設置するものとする。
- (2) 地災連は、地区収容病院の安全性、事業継続性を優先的に把握し、その情報をEMISに反映させ、その後、その他の市内医療機関の安全性、事業継続性に関する情報収集にあたる。

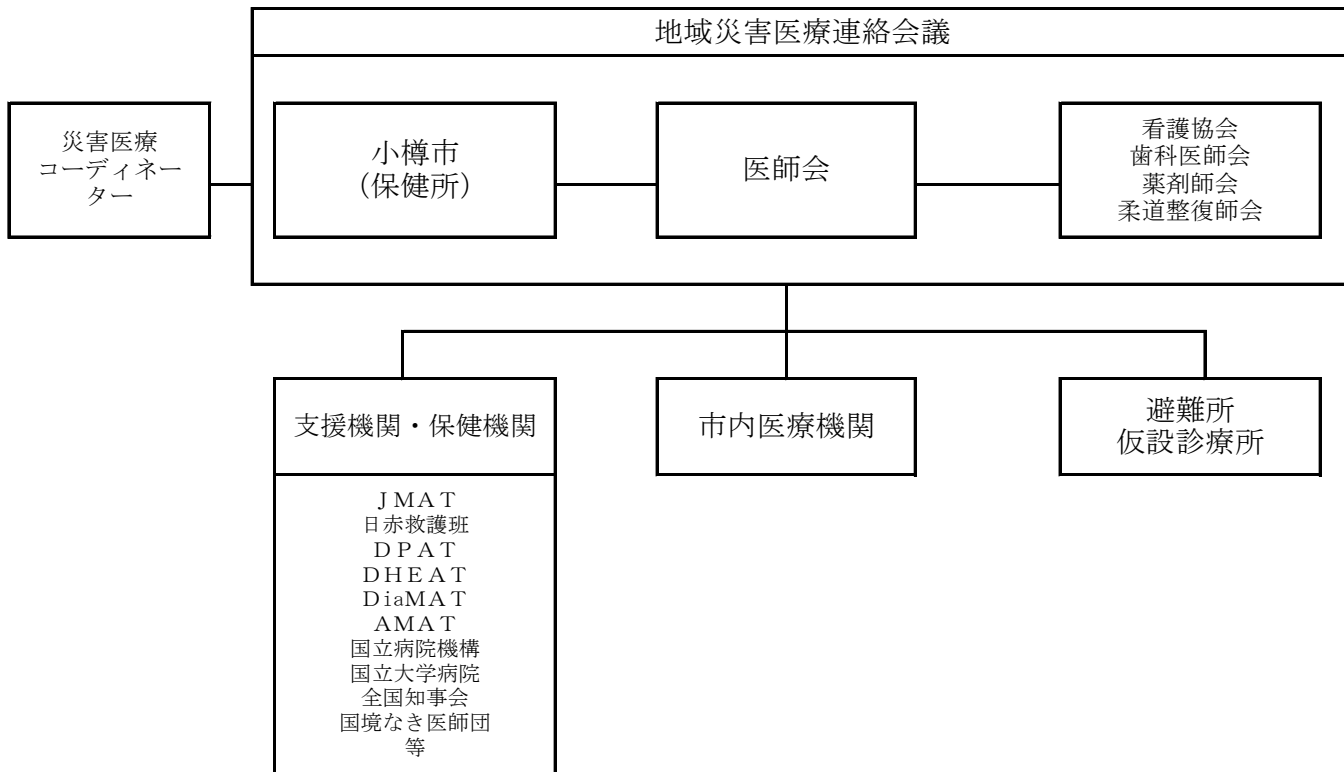
## 7 病院支援及び病院の避難撤退

EMIS情報によりインフラ及び人的不足が生じた病院には、小樽市立病院内DMAT活動拠点本部は北海道DMAT調整本部に、支援DMATを要請する。また、事業継続困難となった病院の避難撤退について、小樽市立病院災害対策本部及びDMATは、北海道DMAT調整本部に支援の要請を行う。

## 8 急性期以降の医療救護計画

災害急性期フェイズの期間は、災害規模や程度によるが、平常時の医療・保健体制に復旧するための中長期医療救護計画による亜急性期・回復移行期に移行する。地災連は、災害医療コーディネーター、看護協会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会と連携し、地域医療の復興に向け協議・調整を図る。地域医療ニーズの把握、各医療機関への支援、救護所あるいは仮設診療所等の設置・支援、感染症対策等のために、JMAT、日赤救護班、DPAT、DHEAT、DiaMAT、AMAT(病院協会)、国立病院機構、国立大学病院、全国知事会、国境なき医師団等の医療・保健支援チームと連携して医療復興にあたる。

表6 急性期以降の医療救護計画



## 9 訓練

災害応急対策の有効な運用を目的に、最低年一回の小樽市立病院、DMAT、医師会、他医療機関、小樽市（災害対策本部、保健所、消防本部）等の組織合同で、小樽市立病院対策本部、DMAT及び地災連、地区収容病院との連携、避難所の設営・支援訓練(机上訓練、実働訓練)等を実施し、運営上の問題点等を解決し、本計画に反映させる。

## 10 研修

災害対応の研修を目的として、小樽市災害対策本部は、小樽市立病院、地災連と連携して、医師会、各病院関係者、消防、保健所関係者等を対象に、エマルゴトレインシステム(机上訓練セット)、MIMMS研修コース(Major Incident Medical Management and Support研修コース)、JMAT研修会等の災害研修を積極的に開催し、災害医療のレベルアップをはかる。